

生涯現役地域づくり環境整備事業Q&A

	質問	回答
1	<p>・「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和4年度開始分）に係る企画書作成のための仕様書（都道府県労働局共通）」の4ページ、「(3)事業の射程」、「①支援対象者」について、「各地域における環境整備事業の支援対象者として、55歳以上の高齢者を含むことは必須としますが、地域の実情に応じて柔軟に、高齢者以外も対象であることを明確にして事業を行うことができます。」とありますが、支援対象者を高齢者のみとし、高齢者以外を対象にせずに事業を行うことは可能でしょうか？</p>	<p>・「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和4年度開始分）に係る企画書作成のための仕様書（都道府県労働局共通）」（2）事業成果指標（P16）に記載のとおり、「環境整備事業を利用した高齢者以外の者の雇用・就業者数」を必須アウトカム指標として設定いただく必要がありますので、高齢者以外を対象にせずに事業を行うことはできません。</p>
2	<p>・民間資金等の調達について、仕様書P11「イ 資金調達のための活動として認められないもの」において、支援によって対価を得ることはできないとあるが、委託事業における支援の結果としてマッチングした就労先企業から、マッチングの対価を受け取ることはできないという理解で良いか。その理解でよい場合も、委託事業終了後にそのように収益事業化することは問題無いか。</p>	<p>・いずれもご認識のとおりです。</p>
3	<p>・民間資金等の調達内容について、企業等からの会費の拠出も対象となっているが、会員企業から会費を徴収する場合、会費であれば支援をしても対価性はなく、手数料にはあたらないということでしょうか。</p>	<p>・協議会の収益事業として実施いただければ問題無いと考えられます。</p>

4	<p>・各地域における高齢者の雇用・就業者数の目標値の最低基準について、ここでいう高齢者とは55歳以上を指すのか、60歳、65歳なのか上限は？何歳以上（何歳まで）を指すのか。</p>	<p>・高齢者の雇用・就業者数の目標値の最低基準は、60歳以上で設定しているため、対象地域の60歳以上の人口の1.1/1,000以上を目標値として設定してください。</p> <p>・ただし、実績値については、仕様書P.4（3）①支援対象者のとおり55歳以上の雇用・就業者となります。</p>
5	<p>・事業を実施するために協議会・地域計画を策定することとなる場合、地域計画は最低限の記載内容でよいか、また地域計画については採択後に作成ということによいか。</p>	<p>・高齢者雇用安定法の規定に基づく協議会がない場合であれば、採択後に地域計画の厚生労働大臣協議をし、それにより正式に高齢法に基づく協議会として位置づけていただければ問題ありませんが、そもそも地域にプラットフォーム機能がないということであれば応募する土台にないということとなります。</p> <p>・地域計画の内容は、様式等に示した事項等の記載があれば問題ありませんが、企画競争という調達方式であることを踏まえ創意工夫して作成してください。また、地域計画の策定期間については、事業採択後という認識で問題ありません。</p>
6	<p>・シルバー人材センターの事業との重なりについてどのように考えているか。</p>	<p>・取組みとして連携できる部分は連携していただき、地域にあるリソースを活用した効果的な地域計画を策定してください。</p>

7	<p>・仕様書P27の「(4) 事業実施に伴う責任及び保障」において、市町村又は都道府県が保障することとされているが、これはどういった根拠に基づいてそのように整理されることとなるのか。また、なんらか他の方法による対応は考えられないか。</p>	<p>・ご質問の記載は、環境整備事業の実施主体である協議会について、無資産であること等が想定されることから、その場合に協議会が債務不履行に陥った際に委託者である国が被る損害を回収する趣旨で、あらかじめ責任の所在等を明らかにすることを目的としています。(事業開始の際、募集要項別添2 委託要項様式第4号「同意書」をご提出いただくこととなります。)</p> <p>・仕様書の記載を変更することはできませんが、このようなケースが生じるのは、協議会が不正を行った場合など、かなり例外的な場合に限られます。このため、協議会の事業実施に対して自治体が連携を密にして対応していただくことで、想定している事案が起これるのは相当程度低減するものと考えています。</p> <p>・また、国への支払いについて、自治体と協議会との間で調整し、あらかじめ取り決めを行うことなどにより、実際に自治体以外が補償するような措置を講じていただくことは可能です。</p>
8	<p>・仕様書p12②実施上の留意点 ア国が別途行う委託事業との連携 では、「事業構想(案)に連携に係る取組についての記載は不要」とあるのに対し、募集要項別添3別紙1採点基準では、「厚生労働省が別途委託して実施する「生涯現役地域づくり普及促進事業」の受託者と連携しつつ、必要なデータ収集・報告を適切に実施できる体制となっているか」という項目がありますが、どのように評価されるのでしょうか。</p> <p>・協議会による普及啓発、好事例の横展開等の事業内容を検討するにあたり、委託事業の実施内容を把握できればと考えていますので、実施時期や仕様等を明示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・普及促進事業については、現在調達準備中の状況であり、仕様書を明示することはできませんので、事業構想(案)において「連携に係る取組」を記載することはできないため、記載不要としています。</p> <p>・一方、採点基準において「事業効果を評価するための体制」を評価項目として設定しているのは、普及促進事業受託者からの依頼等を受け、協議会組織として必要なデータ収集・報告を適切に実施出来る体制となっていることが望ましいためです。</p> <p>・しかし、仕様が分からない中、詳細を記載することに制約があることは理解していますので、できる範囲で事業構想(案)や事業構想概要等に記載いただければと考えています。</p> <p>・なお、普及促進事業の概要は、環境整備事業による実証を最大限効果的なものとするための質的評価の枠組みを構築するとともに、環境整備事業を受託する協議会に伴走し助言等を行うことで各地域における実証の成果を見える化することなどを通じて、各協議会への側面支援を行うこと等を予定しており、事業開始時期は8月を目指しています。</p>

9	民間資金等の調達実績に対する成果連動分に係る加算額について、充当先として想定される活動費について、①委託期間中に協議会の活動経費として使用することができるか、②①で使用することができる場合、区分経理する必要があるか。	<p>・①については、仕様書上、使用時期に関する制限は設けていませんので、委託期間中に（委託事業以外の）協議会活動に使用することは可能です。</p> <p>・②については、仕様書P23（3）に記載のとおり、区分経理していただく必要があります。なお、仕様書P23（3）において、「ただし、口座を分けて管理する必要はなく、収支の管理において両者が明確に峻別されていれば足りる」としてありますが、実際に国から受け入れる際の口座は委託費の受入口座（会計事務取扱規程（例）第4条）で受け入れて問題ありませんが、受け入れた加算金を使用する場合には、まず、民間等からの資金の受入口座（会計事務取扱規程（例）第5条）に移し替えた上で使用していただく必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>※「「生涯現役社会」の実現に向けた生涯現役地域づくり環境整備事業の事業構想」P10においても、「民間等からの資金調達に関する取扱い」について記載しておりますので、ご参照ください。</p>
---	--	---